

水戸市有料老人ホーム設置運営指導要項新旧対照表

現行	改正（案）
<p>（目的）</p> <p>第1条 この要項は、水戸市有料老人ホーム設置運営指導指針（以下「市指針」という。）に基づき、市内に設置・運営しようとする有料老人ホームの設置手続き等について定めるものである。</p> <p>第2条～第6条 （略）</p> <p>（協議の取下げ）</p> <p>第7条 設置希望者は、第4条による申出書の提出及び第5条による事前協議書の提出をした後に計画を取り止める場合は、有料老人ホーム設置計画事前（申出・協議）取下書（別紙様式第13号）を市長に提出しなければならない。</p> <p>（設置届）</p> <p>第8条 設置希望者は、建築確認後速やかに有料老人ホーム設置届（水戸市老人福祉法施行細則（昭和39年水戸市規則第1号。以下「市細則」という。）様式第29号）により、法第29条第1項の規定による届出を行うものとする。</p> <p>2及び3（略）</p> <p>第9条（略）</p>	<p>（目的）</p> <p>第1条 この要項は、水戸市有料老人ホーム設置運営指導指針（以下「市指針」という。）に基づき、市内に設置・運営する有料老人ホームの設置及び指導等に関する手続きについて定めるものである。</p> <p>第2条～第6条 （略）</p> <p>（協議の取下げ）</p> <p>第7条 設置希望者は、第4条による申出書の提出及び第5条による事前協議書の提出をした後に計画を取り止める場合は、有料老人ホーム設置計画事前（申出・協議）取下書（様式第5号の2）を市長に提出しなければならない。</p> <p>（設置届）</p> <p>第8条 設置希望者は、建築確認後速やかに有料老人ホーム設置届（水戸市老人福祉法施行細則（昭和39年水戸市規則第1号。以下「市細則」という。）様式第29号）により、法第29条第1項の規定による届出を行わなければならない。</p> <p>2及び3（略）</p> <p>第9条（略）</p>

(事業開始届)

第10条 設置希望者は、有料老人ホームの運営を開始したときは、有料老人ホーム現況調書及び運営上必要な各種規定等を添付した有料老人ホーム事業開始届（別紙様式第8号）を市長に提出するものとする。

(変更届、廃止・休止届)

第11条 設置希望者又は設置者は、第8条第1項の届出の内容に変更が生じたときは、変更の日から1か月以内に有料老人ホーム変更届（市細則様式第30号）を市長に提出しなければならない。

なお、変更を行う場合は、必要に応じて事前に市に協議すること。

また、次の各号に掲げる場合には、それぞれ当該各号に定める書類を提出しなければならない。

(1) 役員又は施設長の異動があった場合

当該役員又は施設長の履歴書及び身分証明書並びに役員については役員名簿

(2) 利用料の改定又は入居契約書、管理規程の変更を行った場合

当該変更事項に係る運営懇談会の開催内容を示す書類

2 改築、増築により定員の増加を伴う事業変更をする場合にあつては、建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条の規定による建築確

(事業開始届)

第10条 設置希望者は、有料老人ホームの運営を開始したときは、速やかに有料老人ホーム現況調書及び運営上必要な各種規定等を添付した有料老人ホーム事業開始届（別紙様式第8号）を市長に提出しなければならない。

なお、事業開始届の添付書類のうち、設置届提出時から変更がない書類については、その旨を書面で申し出ることにより、当該書類の添付を省略することができる。

(変更届、廃止・休止届)

第11条 設置希望者又は設置者は、第8条第1項の届出の内容に変更が生じたときは、変更の日から1か月以内に有料老人ホーム変更届（市細則様式第30号）を市長に提出しなければならない。

なお、変更を行う場合は、必要に応じて事前に市に協議するものとする。

また、次の各号に掲げる場合には、それぞれ当該各号に定める書類を提出しなければならない。

(1) 役員又は施設長の異動があった場合

当該役員又は施設長の履歴書及び施設長については資格証の写し、役員については役員名簿

(2) 利用料の改定又は入居契約書、管理規程の変更を行った場合

当該変更事項について、入居契約書又は管理規程に規定する改定のルールに基づく手続きを実施したことを示す書類

2 改築、増築により定員の増加を伴う事業変更をする場合にあつては、建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条の規定による建築確

認を受けた後、速やかに当該確認を受けた書類の写しを提出すること。

3 及び 4 (略)

(定期報告)

第12条 設置者は、毎年、7月1日現在の次の各号の書類を同月末までに市長へ提出しなければならない。

- (1) 重要事項説明書
  - (2) 有料老人ホーム現況調書（別紙様式第9号）
  - (3) 過去1年間の運営懇談会開催状況報告書（別紙様式第10号）
  - (4) 直近の事業年度の貸借対照表、損益計算書等の財務諸表
  - (5) 他業を営んでいる場合又は親会社がある場合は、他業又は親会社に係る直近の事業年度の貸借対照表、損益計算書等の財務諸表
- (新設)

(随時報告)

第13条 設置者は、次の各号に掲げる場合には、その処置・連絡等の経緯や関係者の氏名等関連事項について、速やかに市長に報告書を提出しなければならない。

- (1) 施設内における死亡及び重大な事故
- (2) 入居者とのトラブルによる退去があった場合
- (3) 感染症・食中毒が発生した場合
- (4) 災害等により被害が発生した場合

(新設)

(新設)

認を受けた後、速やかに当該確認を受けた書類の写しを提出しななければならない。

3 及び 4 (略)

(定期報告)

第12条 設置者は、毎年、7月1日現在の次の各号の書類を同月末までに市長へ提出しなければならない。

- (1) 重要事項説明書
- (2) 有料老人ホーム現況調書（別紙様式第9号）
- (3) 過去1年間の運営懇談会開催状況報告書（別紙様式第10号）
- (4) 直近の事業年度の貸借対照表、損益計算書等の財務諸表
- (5) 他業を営んでいる場合又は親会社がある場合は、他業又は親会社に係る直近の事業年度の貸借対照表、損益計算書等の財務諸表
- (6) その他市長が必要と認める書類

(随時報告)

第13条 設置者は、次の各号に掲げる場合には、その処置・連絡等の経緯や関係者の氏名等関連事項について、速やかに市長に報告書を提出しなければならない。

- (1) 施設内における死亡及び重大な事故
- (2) 入居者に対する虐待
- (3) 入居者の財産侵害（職員による窃盗等）
- (4) 火災事故
- (5) 地震等の自然災害による建物等の滅失・損傷

~~(2)~~ (6) 入居者とのトラブルによる退去があった場合

(新設)

(新設)

(新設)

~~(3) (7) 感染症・食中毒が発生した場合~~

~~(4) 災害等により被害が発生した場合~~

## 第5章 市長の調査、指導

### (立入検査)

第14条 市長は、法第29条第13項の規定に基づき、有料老人ホームの運営が法及び市指針等に照らして適切であるかを確認するため、施設の設備及び運営状況等について立入調査を行うものとする。

なお、サービス付き高齢者向け住宅の定期的な立入調査については、「水戸市高齢者の住居の安定確保に関する法律施行規則」に基づいて実施することができる。

2 市長は、立入調査を行う場合は、あらかじめ当該施設の設置者に、日時等を文書により通知するものとする。ただし、入居者の保護のため特に必要があると認めるときは、事前に通知することなく立入調査を行うことができる。

3 立入調査における検査項目については、別に定める。

4 立入調査を行う職員は、質問若しくは立入調査を行う職員の身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときには、これを提示しなければならない。

5 市長は、立入調査の結果、改善を要する事項がある場合には、当該事項について（様式第11号）により設置者あて通知する。

6 設置者は、前項の通知を受けた場合は、改善結果について指定期日までに文書（様式第12号）により報告しなければならない。

7 市長は、第5項により通知した事項の改善結果について、前項の文書により確認するとともに、必要に応じて確認のための立入調査を行うものとする。

(新設)

(改善命令)

第 15 条 市長は、有料老人ホームの設置者が、合理的な理由がなく、前条第 5 項による指導に従わず、法の規定及び市指針等に違反したとき、入居者の処遇に関し不当な行為をし、又はその運営に関し入居者の利益を害する行為をしたと認められるとき、その他入居者の保護のために必要があると認めるときは、法第 29 条第 15 項の規定に基づく改善命令を行うものとする。

ただし、入居者の生命及び身体に重大な危険が生じるおそれがあり、入居者の保護のため特に必要があると認めるときには、前条第 5 項による手続きを省略し、直ちに改善命令を行うことができる。

2 市長は、前項の規定による命令を行ったときは、法第 29 条第 17 項に基づき、その旨を公示する。

(新設)

(事業の制限又は停止命令)

第 16 条 市長は、有料老人ホームの設置者が、前条による命令に従わない場合であつて、入居者の保護のために必要があると認めるときは、法第 29 条第 16 項の規定に基づく事業の制限又は停止命令を行うものとする。

ただし、入居者の生命及び身体に重大な危険が生じるおそれがあり、入居者の保護のため特に必要があると認めるときには、第 14 条第 5 項及び前条による手続きを省略し、直ちに事業の制限又は停止命令を行うことができる。

2 市長は、前項の規定による命令を行ったときは、法第 29 条第 17 項に基づき、その旨を公示する。

付 則  
この要項は、令和2年4月1日から施行する。

付 則  
この要項は、令和3年7月1日から施行する。

(新設)

様式第1号(第4条第1項)

有料老人ホーム設置計画事前申出書

令和 年 月 日

水戸市長様

所在地  
名称  
代表者職氏名

下記のとおり有料老人ホームの設置を計画したので、水戸市有料老人ホーム設置運営  
指導要項第4条第1項の規定により、関係書類を添えて申し出ます。

記

付 則  
この要項は、令和2年4月1日から施行する。

付 則  
この要項は、令和3年7月1日から施行する。

付 則  
この要項は、令和5年4月1日から施行する。

様式第1号(第4条関係)

年 月 日

水戸市長様

所在地  
名称  
代表者職氏名

有料老人ホーム設置計画事前申出書

下記のとおり有料老人ホームの設置を計画したので、水戸市有料老人ホーム設置運営  
指導要項第4条第1項の規定により、関係書類を添えて申し出ます。

記

1 施設の基本的事項及び立地

(1) 名称	
(2) 類型	
(3) 定員	一般居室 室 人 介護居室 室 人
(4) 設置主体	名称 所在地
(5) 経営主体	名称 所在地
(6) 予定地 (地番まで)	
(7) 交通の利便性	駅までの距離 … その他 …
(8) 土地利用の制限	市街化調整区域の指定の有無 … 有 無 農業振興地域の指定の有無 … 有 無

2 敷地、施設の規模・構造

(1) 敷地の面積、地目	面積： m <sup>2</sup> 、 地目：
(2) 敷地の所有関係	自己所有地 取得予定地 借地

1 施設の基本的事項及び立地

(1) 名称	
(2) 類型	
(3) 定員	一般居室 室 人 介護居室 室 人
(4) 設置主体	名称 所在地
(5) 経営主体	名称 所在地
(6) 予定地 (地番まで)	
(7) 交通の利便性	駅までの距離 … その他 …
(8) 土地利用の制限	市街化調整区域の指定の有無 … 有 無 農業振興地域の指定の有無 … 有 無

2 敷地、施設の規模・構造

(1) 敷地の面積、地目	面積： m <sup>2</sup> 、 地目：
(2) 敷地の所有関係	自己所有地 取得予定地 借地

(3) 敷地等に設定された抵当権等の制限	抵当権等の設定の有無	有	無
	抹消予定の有無	有	無
(4) 借地の場合の契約期間	契約期間	年	
(5) 建築面積, 延床面積	建築面積	m <sup>2</sup>	延床面積 m <sup>2</sup>
(6) 建物の構造	造, 階建て		
(7) 工事種別	新築 増築 改築		
(8) 建設資金等の調達方法	建設費	千円	うち借入金 千円
(9) 借家の場合の契約期間	契約期間	年	

3 施設運営方針, 料金, 医療機関との連携

(3) 敷地等に設定された抵当権等の制限	抵当権等の設定の有無	有	無
	抹消予定の有無	有	無
(4) 借地の場合の契約期間	契約期間	年	
(5) 建築面積, 延床面積	建築面積	m <sup>2</sup>	延床面積 m <sup>2</sup>
(6) 建物の構造	造, 階建て		
(7) 工事種別	新築 増築 改築		
(8) 建設資金等の調達方法	建設費	千円	うち借入金 千円
(9) 借家の場合の契約期間	契約期間	年	

3 施設運営方針, 料金, 医療機関との連携



(1) 施設の特徴, 運営方針	
(2) 料金等の概要	入居一時金                      円    ~                      円
	月額利用料                      円    ~                      円
(3) 協力医療機関	名称
	所在地
	計画施設との距離
	主な診療科目

4 施設の立地の必要性

(1) 当地に立地する必要性 (地域の高齢者の状況等を踏まえて具体的に記述すること)

(1) 施設の特徴, 運営方針	
(2) 料金等の概要	入居一時金                      円    ~                      円
	月額利用料                      円    ~                      円
(3) 協力医療機関	名称
	所在地
	計画施設との距離
	主な診療科目

4 施設の立地の必要性

(1) 当地に立地する必要性 (地域の高齢者の状況等を踏まえて具体的に記述すること)

--

(2) 入居見込み者数（添付の市場調査報告書による）

入居見込み者数	人	内訳	地元市町村内居住者数	…	人
			近隣市町村居住者数	…	人
			その他県内居住者数	…	人
			県外居住者数	…	人
市場調査の概要	調査時期				
	調査対象者				
	調査方法				

(3) 補足事項（当地への立地の必要性に関して補足する事項がある場合のみ記述すること）

--

--

(2) 入居見込み者数（添付の市場調査報告書による）

入居見込み者数	人	内訳	地元市町村内居住者数	…	人
			近隣市町村居住者数	…	人
			その他県内居住者数	…	人
			県外居住者数	…	人
市場調査の概要	調査時期				
	調査対象者				
	調査方法				

(3) 補足事項（当地への立地の必要性に関して補足する事項がある場合のみ記述すること）

--

添付書類

- ① 設置趣意書
- ② 市場調査結果報告書 (別紙参考様式Aによる)
- ③ 設置予定地の位置図
- ④ 公図の写し
- ⑤ 土地の登記簿謄本
- ⑥ 建物配置図 (④の公図の写しに配置してもよい)
- ⑦ 居室及びその他の設備の配置を示した図面
- ⑧ 法人の役員又は就任予定者の名簿 (一覧表, 親族関係を注記すること)
- ⑨ 法人役員の履歴書
- ⑩ 法人役員の身分証明書
- ⑪ 法人の主な出資者及び出資額の一覧表
- ⑫ 法人の定款及び営業内容を示す書類
- ⑬ 市税に未納がないことを証する納税証明書
- ⑭ 市街化調整区域に立地する場合の資料 (別添参考様式Bによる)

参考様式A～B (略)

様式第2号 (第5条第1項)

有料老人ホーム設置計画事前協議書

令和 年 月 日

添付書類

- ① 設置趣意書
- ② 市場調査結果報告書 (別紙参考様式Aによる)
- ③ 設置予定地の位置図
- ④ 公図の写し
- ⑤ 土地の登記簿謄本
- ⑥ 建物配置図 (④の公図の写しに配置してもよい)
- ⑦ 居室及びその他の設備の配置を示した図面
- ⑧ 法人の役員又は就任予定者の名簿 (一覧表, 親族関係を注記すること)
- ⑨ 法人役員の履歴書  
(削除)
- ⑩ 法人の主な出資者及び出資額の一覧表
- ⑪ 法人の定款及び営業内容を示す書類
- ⑫ 市税に未納がないことを証する納税証明書
- ⑬ 市街化調整区域に立地する場合の資料 (別添参考様式Bによる)

参考様式A～B (略)

様式第2号 (第5条関係)

年 月 日

水戸市長様

水戸市長様

所在地  
名称  
代表者職氏名

下記の有料老人ホームの設置計画について、水戸市有料老人ホーム設置運営指導要項第5条第1項の規定により、関係書類を添えて協議します。

記

- 1 名称
  - 2 設置予定地
  - 3 計画内容
- 別添計画書のとおり

有料老人ホーム「〇〇〇〇〇〇〇〇」設置計画書（略）

添付書類

- ① 法人の登記簿謄本
- ② 法人の直近2年間の決算書
- ③ 借地、借家の場合の所有者と締結予定の契約書
- ④ 位置図
- ⑤ 配置図
- ⑥ 平面図

所在地  
名称  
代表者職氏名

有料老人ホーム設置計画事前協議書

下記の有料老人ホームの設置計画について、水戸市有料老人ホーム設置運営指導要項第5条第1項の規定により、関係書類を添えて協議します。

記

- 1 名称
  - 2 設置予定地
  - 3 計画内容
- 別添計画書のとおり

有料老人ホーム「〇〇〇〇〇〇〇〇」設置計画書（略）

添付書類

- ① 法人の登記簿謄本
- ② 法人の直近2年間の決算書
- ③ 借地、借家の場合の所有者と締結予定の契約書
- ④ 位置図
- ⑤ 配置図
- ⑥ 平面図

- ⑦ 立面図
- ⑧ 各室面積表
- ⑨ 建設資金計画書（敷地購入資金計画，建設資金計画，資金調達計画，返済計画）
- ⑩ 長期収支計画書（入居率の設定を含む30年間の収支計画）
- ⑪ 施設管理者の履歴書，身分証明書，資格を証する書類
- ⑫ 管理規程
- ⑬ 消防計画
- ⑭ 入居者と取り交わす予定の契約書
- ⑮ 重要事項説明書

様式第3号（第5条第2項）

文 書 番 号  
令和 年 月 日

（設置希望者） 様

水戸市長

有料老人ホーム設置計画事前協議済書

下記の有料老人ホームの設置計画については，水戸市有料老人ホーム設置運営指導要項第5条第1項の規定による事前協議を了していることを認めます。

なお，建築確認等の所要の手続きを経た上で，設置届の提出をお願いします。

記

- ⑦ 立面図
- ⑧ 各室面積表
- ⑨ 建設資金計画書（敷地購入資金計画，建設資金計画，資金調達計画，返済計画）
- ⑩ 長期収支計画書（入居率の設定を含む30年間の収支計画）
- ⑪ 施設管理者の履歴書，資格を証する書類
- ⑫ 管理規程
- ⑬ 消防計画
- ⑭ 入居者と取り交わす予定の契約書
- ⑮ 重要事項説明書

様式第3号（第5条関係）

第 \_\_\_\_\_ 号  
年 月 日

（設置希望者） 様

水戸市長

有料老人ホーム設置計画事前協議済書

下記の有料老人ホームの設置計画については，水戸市有料老人ホーム設置運営指導要項第5条第1項の規定による事前協議を了していることを認めます。

なお，建築確認等の所要の手続きを経た上で，設置届を提出してください。

記

1 施設名

2 設置予定地

3 設置・運営主体の名称、代表者名

様式第4号（第6条第2項）  
（略）

様式第5号（第6条第2項）  
（略）

（新設）

1 施設名

2 設置予定地

3 設置・運営主体の名称、代表者名

様式第4号（第6条関係）  
（略）

様式第5号（第6条関係）  
（略）

様式第5号の2（第7条関係）

年 月 日

水戸市長様

所在地

名称

代表者職氏名

有料老人ホーム設置計画事前（申出・協議）取下書

年 月 日付で、水戸市有料老人ホーム設置運営指導要項に基づき（申出・協議）

様式第6号（第8条第2項）  
（略）

様式第7号（第9条第1項）  
（略）

様式第8号（第10条第1項）  
（略）

（新設）

した下記の有料老人ホームの設置計画について、下記の理由から、同要項第7条第1項の規定により、（申出・協議）を取り下げることにします。

記

1 名称

2 設置予定地

3 取下げ理由

様式第6号（第8条関係）  
（略）

様式第7号（第9条関係）  
（略）

様式第8号（第10条関係）  
（略）

参考様式C（第10条関係）

令和 年 月 日

水戸市長 様

所在地

名称

代表者職氏名

変更がない旨の誓約書

年 月 日付けで、水戸市有料老人ホーム設置運営指導要項に基づき設置届を提出した「（有料老人ホーム名称）」について、以下の書類について設置届提出時から内容に変更がないことを誓約し、当該書類の添付を省略します。

記

○重要事項説明書

○入居契約書

○管理規程

○配置図

【備考】

上記の書類については、既に提出されている当該書類の内容に変更がないときは、当該書類の添付を省略することができる一例となりますので、必要に応じて省略する書類を記載してください。

様式第8号の2（第11条第3項）  
（略）

様式第9号（第12条第2号）  
（略）

様式第8号の2（第11条関係）  
（略）



様式第9号（第12条第2号）

有料老人ホーム現況調書

令和 年 月 日

所在地

施設名称

1 入居者の状況  
(1) 入居者の内訳

区分	総数	性別		年齢別						
		男	女	64歳以下	65～69歳	70～74歳	75～79歳	80～84歳	85～89歳	90歳以上
自立者										
要支援										
要介護										
要介護Ⅰ										
要介護Ⅱ										
要介護Ⅲ										
要介護Ⅳ										
要介護Ⅴ										
計										

様式第9号（第12条関係）

年 月 日

有料老人ホーム現況調書

所在地

施設名称

1 入居者の状況  
(1) 一般居室

ア 居室毎の入居状況

居室数	室	定員	人
入居室数	室	入居者数	人
		うち要支援要介護者数	人
利用率	%	入居率	%

イ 入居者の住所地別人数及び入居期間

入居前住所	総数	うち生活保護受給者	入居期間	総数
			当該市町村	人
県内市町村	人	人	1年以上 5年未満	人
県外	人	人	5年以上	人

(2) 入居状況

一般居室		介護居室	
居室数 室	定員 人	居室数 室	定員 人
入居室数 室	入居者数 人 うち要支援要介護者数 人	入居室数 室	入居者数 人 うち要支援要介護者数 人
利用率 %	入居率 %	利用率 %	入居率 %

(新設)

合計	_____人	_____人	合計	_____人
----	--------	--------	----	--------

ウ 入居者数の内訳

区分	総数	性別		年齢別						
		男	女	64歳以下	65～69歳	70～74歳	75～79歳	80～84歳	85～89歳	90歳以上
自立者										
要支援Ⅰ										
要支援Ⅱ										
要介護Ⅰ										
要介護Ⅱ										
要介護Ⅲ										
要介護Ⅳ										
要介護Ⅴ										
計										

(2) 介護居室

ア 居室毎の入居状況

居室数 室	定員 人
入居室数 室	入居者数 人 うち要支援要介護者数 人
利用率 %	入居率 %

(3) 一年間の入退去者数 (略)

イ 入居者の住所地別人数及び入居期間

入居前住所	総 数	うち生活保護 受給者	入居期間	総 数
県内市町村	人	人	1年以上 5年未満	人
県 外	人	人	5年以上	人
合 計	人	人	合 計	人

ウ 入居者数の内訳

区 分	総数	性 別		年 齢 別						
		男	女	64歳 以下	65～ 69歳	70～ 74歳	75～ 79歳	80～ 84歳	85～ 89歳	90歳 以上
自立者										
要支援Ⅰ										
要支援Ⅱ										
要介護Ⅰ										
要介護Ⅱ										
要介護Ⅲ										
要介護Ⅳ										
要介護Ⅴ										
計										

(3) 一年間の入退去者数 (略)

2 職員の状況（略）

3 利用料（略）

様式第10号（第12条第3号）  
（略）

様式第11号（第7条第1項）  
（略）

（新設）

2 職員の状況（略）

3 利用料（略）

様式第10号（第12条関係）  
（略）

（削除） （様式第5号の2へ変更）

様式第11号（第14条関係）

番 \_\_\_\_\_ 号

年 月 日

（設置者） \_\_\_\_\_ 様

水戸市長

有料老人ホーム等立入調査結果通知書

このことについて、老人福祉法第29条第13項及び水戸市有料老人ホーム設置運営  
指導要項に基づき、\_\_\_\_\_年 月 日に実施した立入調査の結果、下記のとおり改善  
を要する事項が認められたので通知します。

ついでに、速やかに所要の改善措置等を講ずるとともに、その結果について確認でき  
る書類を添付のうえ、「改善状況報告（計画）書」により \_\_\_\_\_年 月 日まで報告  
願います。

(新設)

なお、改善によって設置届の内容に変更を生じた場合には、老人福祉法第 29 条第 2 項の規定に基づく変更届を提出してください。また、改善状況を確認するために、現地調査等を行うことがあります。

記

1 対象施設 名称

所在地

類型

2 立入調査の日時 日時： 年 月 日

3 出席者（敬称略）

4 検査結果

別紙のとおり

別紙

立入調査結果内容

施設名	(類型 : )
改善を要する事項	根拠法令等

(新設)

--	--

様式第12号 (第14条関係)

年 月 日

水戸市長様

所在地

名称

代表者職氏名

改善状況報告(計画)書

年月日付け 号で通知のあった「(有料老人ホーム名称)」に係る改善を要する事項について、別紙「改善状況報告(計画)書」のとおり改善措置等を講じたので、確認できる書類を添付のうえ報告します。

(新設)

参考様式ア (略)  
関連様式イ及びウ (略)

別紙

改善状況報告(計画)書

法人名 \_\_\_\_\_

施設名称 \_\_\_\_\_

施設所在地 \_\_\_\_\_

改善を要する事項	改善結果等

- 備考 1 改善状況を客観的に確認できる資料を添付すること。  
2 改善しなかった場合は、改善結果欄にその理由を詳しく記入すること。

関連様式ア (略)  
関連様式イ及びウ (略)

